

日本障害法学会役員選出方法に関する規程

- 第1条 本規程は、日本障害法学会規約第8条2項に基づき、理事及び監事の選出について定めるものである。
- 第2条 理事会において、選挙管理委員会を構成する2名の選挙管理委員を選任する。
- 2 選挙管理委員の任期は選出された理事会から次期理事及び監事の選任される総会終了までとする。
- 第3条 選挙が行われる年度の4月1日において本会の会員であり、かつ、選挙の公示日に本会の会員である者は選挙権及び被選挙権を有する。ただし、会費を三箇年以上滞納している者については、選挙権及び被選挙権を停止するものとする。
- 第4条 次期理事の選出は、理事及び監事の任期が満了する年度の総会開催前に郵便投票の方法により行う。
- 2 投票は被選挙権を有する会員8名の氏名を連記して行うものとする。
- 3 自ら投票用紙に記載することができない会員は、本人の依頼する代理人が本人の意思に基づき代理して記載する方法により投票を行うことができる。
- 4 前項に掲げるもののほか、選挙管理委員は必要に応じて投票に関する合理的配慮を行わなければならない。
- 第5条 選挙管理委員会は、投票締切後速やかに開票を行い、上位得票者8名をもって当選人とする。ただし、得票数が同数であった場合には、選挙管理委員会が抽選をもって当選人とする。
- 2 選挙管理委員会は、選挙の結果を直ちに代表理事に報告する。
- 第6条 選挙終了後、選挙理事は直ちに暫定理事会を開催して8名以内の推薦理事及び2名の監事を推薦して、総会の承認を受ける。